

ご意見を募集します

「米原市景観計画(案)」「および
「米原市景観条例改正(案)」について

市では、米原市らしい景観まちづくりを進めるため、地域性を考慮した独自の取り組みを行うことができよう、11月から「景観行政団体」移行しました。

これに伴って、「米原市景観計画」を新たに策定するとともに、9月に制定した「米原市景観条例」の一部改正を行います。それぞれの案がまとまりましたので、市民のみなさんからのご意見を募集します。

米原市景観計画(案)の概要

景観行政団体としての本格的なスタートとして、市民・事業者の理解と協力のもと、景観を大切にしたいまちづくりを推進するため、良好な景観の形成に関する方針や景観ルールなどを策定します。

●景観形成基本方針

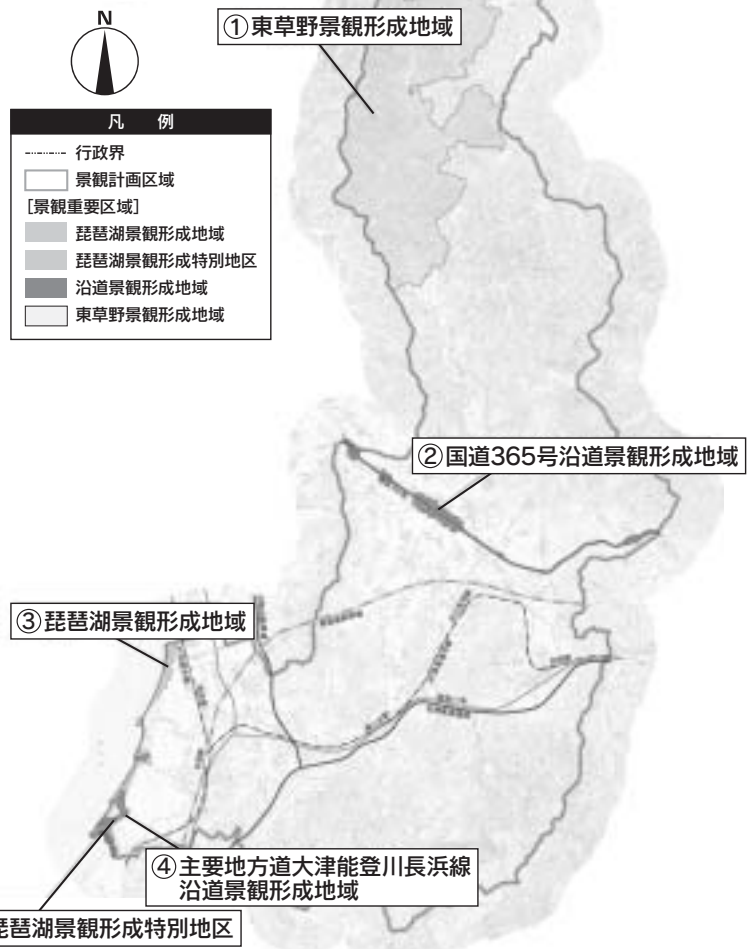
- ・普及啓発活動の推進と取り組みへの支援の充実
- ・地域特性に応じた段階的なルールづくり
- ・協働で取り組む景観まちづくり

●景観形成基準

景観の悪化を予防し、より良い景観づくりを進めるため、一定規模以上の建築・開発などを行う際のルールを設定します。

●景観ルールの適用範囲

市内全域を景観計画区域とし、より重点的に景観まちづくりに取り組む区域として、「景観重要区域」を指定します。



ピックアップ 「景観重要区域」について

雄大な伊吹山をはじめとする豊かな自然、街道沿いの宿場町やのどかな田園風景など、貴重な景観を一体的に保全するために、景観計画では、米原市全域を「景観計画区域」としています。

そのうち、よりきめ細かなルールを定めて景観まちづくりの展開を図っていく区域が「景観重要区域」です。

今回指定するのは、右図の5つの地域で、①の地域が豪雪、厳冬期における独特の生活風景と水の利用が見られる姉川上流の山村景観を形成している「東草野景観形成地域」として、市が独自に指定するものです。

*②～⑤は県の景観計画に基づく範囲です。

この景観重要区域は、今後も地域の実情に応じて新たな指定や区域の拡大を検討し、地域のみなさんや土地所有者の方などと合意を得られた地域から、随時、指定していく予定です。

米原市景観計画(案)における「景観重要区域」

ご意見を 募集します

「米原市債権管理条例(案)」について

市の未収債権は増加傾向にあり、住民負担の公平の観点から、また自主財源の確保の観点からも、その抑制が必要とされます。

このため、市では本市の債権管理に関するルールや制度、体制を整備することによって、法令に適合した公正・公平な住民負担の実現と合理的・効率的な債権管理を図ることを目指しています。市が制定を進めている「米原市債権管理条例(案)」について、市民のみなさんからご意見をお寄せください。

●募集期間

平成24年12月17日(月)から

平成25年 1月18日(金)まで

●閲覧場所

市役所各庁舎・各行政サービスセンターおよび市立図書館の「市政情報プラザ」、市公式ウェブサイトにて

●意見の提出方法

閲覧場所で直接提出していただくか、郵送、ファックス、電子メールで収納対策課までご提出ください。

●意見の提出・お問い合わせ先

市民部 収納対策課 (近江庁舎)

〒521-8601 米原市顔戸488番地3

☎52-3189 ☎52-6930

✉syuunou@city.maibara.lg.jp



パブコメひとくちメモ

「ご意見の取り扱い」 について

パブリックコメントとしてお寄せいただいたご意見は、氏名などの個人情報は除き、市の考えとともに整理した上で、後日、市の公式ウェブサイトでご公表します。

米原市景観条例 改正(案)の概要

景観条例は、景観計画に定められている方針や制限等を実行するために必要な、具体的な届出行為や届出の適用除外項目、勧告・命令の手段、景観審議会の設置などについて定めたものです。

今回、「米原市景観計画(案)」の策定に伴い、その計画に即した条文構成とするため、条例を一部改正します。

主な改正内容

●景観重要区域に東草野景観形成地域を新たに追加し、区域の定義を規定します。

●規模に応じて届出を要しない行為を規則で規定していましたが、届出を要しない行為を規定する重要な部分であることから、条例において景観重要区域ごとに規定します。

計画案・条例改正案への ご意見の提出について

募集期間

平成24年12月17日(月)から
平成25年1月18日(金)まで

閲覧場所

市役所各庁舎・各行政サービスセンターおよび市立図書館の「市政情報プラザ」、市公式ウェブサイトにて

意見の提出方法

閲覧場所で直接提出していただくか、郵送、ファックス、電子メールで都市計画課までご提出ください。

意見の提出・お問い合わせ先

土木部 都市計画課 (近江庁舎)

〒521-8601 米原市顔戸488番地3

☎521-6926 ☎521-8790

✉toshi@city.maibara.lg.jp